

上田看護専門学校

学 則

昭和 63 年 4 月 1 日 認可
平成 2 年 4 月 1 日 一部改正
平成 11 年 4 月 1 日 一部改正
平成 14 年 4 月 1 日 一部改正
平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 全部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

目 次

第 1 章 総則	(第 1 条～第 6 条)
第 2 章 学年・学期及び休業日	(第 7 条～第 9 条)
第 3 章 教育課程等	(第 10 条～第 17 条)
第 4 章 入学・休学・復学・退学及び転学	(第 18 条～第 26 条)
第 5 章 教職員の組織	(第 27 条～第 28 条)
第 6 章 運営	(第 29 条)
第 7 章 受験料・入学金及び授業料	(第 30 条)
第 8 章 賞罰	(第 31 条～第 32 条)
第 9 章 健康管理	(第 33 条)
第 10 章 学校評価	(第 34 条)
第 11 章 雑則	(第 35 条)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法の規定に基づき、看護師として必要な知識及び技術を教授し、豊かな人間性を養い、職業人としての自覚と責任を持ち、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本学校は、上田看護専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本学校は、上田市中央二丁目 22 番 10 号に置く。

(課程・学科及び定員)

第 4 条 本学校の課程・学科及び定員は次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員
医療専門課程	看護学科 (3 年課程・全日制)	40 名	120 名

(修業年限)

第 5 条 修業年限は、3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 学生は、6 年を超えて在学することはできない。

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第 8 条 学期は、次のとおりに分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日
- (2) 後期 10月1日から3月31日

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 土・日曜日
- (3) 季節（春期・夏期・冬期）休業日
年間を通じて10週間の範囲内で学校長が定める。
- 2 前項に掲げる休日は、必要に応じて学校長が変更することができる。
- 3 その他臨時に必要とする場合は、学校長がその都度定める。
- 4 学校長は、必要に応じて休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程等

(教育課程・単位数及び授業時間数)

第10条 教育課程・単位数及び授業時間数については、次のとおりとする。

- (1) 教育課程については別表1のとおりとする。
- (2) 1単位を構成する時間数は、「講義」「演習」の場合、15～30時間、「実験」「実技」「実習」については、30～45時間とする。
- (3) 臨地実習については、1単位を30～45時間の実習をもって構成する。
- (4) 始業・終業時間は、別に定める。

(他校の課程を修了した者の単位の認定)

第11条 本学校に入学した者で、次の各号に該当するものは、個々の履修の学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当していると認められる場合は、本学校の履修に替えることができる。ただし、履修単位認定は、本人の申請に基づき行うものとする。

- (1) 放送大学やその他の大学、高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に定められている教育内容と同一内容の科目を既に履修した者については、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができる。
 - ・ 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規

定に該当する者の単位認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生労働省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は同指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、当該養成所における履修に替えることができる。

- （3）既修得単位の認定を受けようとする者は、指定期日までに既修した学習内容を証明できる書類を添えて学校長に届出なければならない。

（単位の認定及び履修の認定）

第 12 条 単位の認定及び履修の認定は、学科試験及び実習等の成績に基づいて行う。

（試 験）

第 13 条 学科試験は、履修した科目について行う。

（追試験及び再試験）

第 14 条 追試験及び再試験は、本人の願い出により行うことができる。

- （1）学生が、病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験を受けることができなかった科目については、本人の願い出により追試験を行うことができる。
- （2）学生が試験に合格しなかった科目については、本人の願い出により再試験を行うことができる。

（進級又は卒業の認定）

第 15 条 次の各号に該当する学生は、学校運営会議の議を経て、進級・卒業を認定する。

- （1）各学年の出席すべき日数の 3 分の 2 以上出席した者
- （2）前号に該当することかつ学則第 10 条第 1 項（1）別表 1 に定める単位修得の認定を受けた者

（卒業証書の授与）

第 16 条 学校長は卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与する。

（称号の付与）

第 17 条 前項により卒業を認定されたものには、文部科学大臣告示により、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第4章 入学・休学・復学・退学及び転学

(入学資格)

第18条 本学校に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第19条 本学校に入学を希望する者は、所定の入学願書に受験料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学者の選考は、学力試験及び面接等により行う。

- 2 入学の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第21条 入学できるものは、前条の試験に合格し、学校長の許可を受けた者でなければならない。

- 2 入学を許可された者は、学校長が指定する期日までに保証人連署の誓約書に入学金を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 3 保証人は2人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 4 保証人を変更するとき及び届出事項に変更が生じた場合は、直ちに学校長に提出しなければならない。

(転入学)

第 22 条 学校長は、学校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進度が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

2 前項の許可は、試験を得て行う。この場合、前 20 条の規定を準用する。

(休 学)

第 23 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引続き 3 か月以上就学できないときは、保証人連署の上、休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

3 休学は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

第 24 条 休学中の学生は、保証人連署で復学願を学校長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第 25 条 病気その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の上、退学（転学）願いを学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、前項に定める者以外、次の各号に該当する者について退学を命ずることができる。

(1) 病気その他やむを得ない理由により成業が困難と認められる者

(2) 正当の理由がなく授業料等を納入しない者

(3) 学業成績不良のため、引き続き 2 年を超えて現学年に留まる者

(除籍)

第 26 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を学校運営会議を経て除籍することができる。

(1) 死亡の届け出のあった者

(2) 行方不明の届け出のあった者

第 5 章 教職員の組織

(教職員組織)

第 27 条 本学校に、次の教職員を置く。

学校長	1 人
副学校長	1 人
事務局長	1 人
学校教務課長	1 人
専任教員	8 人以上 (教務主任・実習調整者を含む)
講師	適当数
学校医	1 人
事務職員	1 人以上
カウンセラー	1 人以上

2 前項に定めるもののほか、学校長が必要と認めるときは、必要な職員を置くことができる。

(職 務)

第 28 条 前条第 1 項の規定による職務は、別に定める。

第 6 章 運 営

(運営会議)

第 29 条 円滑な運営を図るため、次の号に掲げる会議を設置する。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 臨地実習指導者会議
- (4) 講師会議
- (5) 入試委員会
- (6) その他学校長が必要と認める会議

2 前項に規定する会議の委員の構成及び運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

第 7 章 受験料・入学金及び授業料等

(受験料、入学金及び授業料等)

第 30 条 受験料、入学金、授業料等及びその他の費用は、指定期日までに納入しなければならない。

- 2 授業料等を納入期日までに納入できない者は、学校長に「徴収金支払猶予依頼書」を提出し、許可を得なければならない。
- 3 既に納入した受験料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。
- 4 修学における費用及び納入方法は別に定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第31条 学校長は、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第32条 学校長は、学則に違反し、又は教育上必要と認めるときは、学校運営会議の議を経て訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- 2 退学処分は、次の各号に該当する者に命ずるものとする。
 - (1) 素行不良等で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 学則に違反し、学校の秩序を著しく乱した者

第9章 健 康 管 理

(健康管理)

第33条 学校長は年1回以上学生の健康診断を行う。健康管理については、別に定める。

第10章 学校評価

(学校評価)

- 第34条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自己点検・自己評価を行い、その結果を踏まえ学校関係者評価を行う。
- 2 自己評価は、自己評価委員会を設置し、自己点検・自己評価を行うとともに、その結果を公表する。
 - 3 学校関係者評価を行うため、学校関係者評価委員会を設置し、自己評価の結果を踏まえ学校関係者評価を行う。又、本校は、学校関係者評価の結果を教育活動等に活用するとともに公表する。
 - 4 自己評価委員会及び学校関係者評価委員会の運営については、別に定める。

第 11 章 雑 則

第 35 条 この学則に定めるもののほか本学校の運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 上田市医師会附属准看護学院（昭和 27 年 4 月 1 日開校）の学則は、廃止する。
- 3 昭和 63 年 3 月 31 日現在長野県医師会附属上田高等看護学院、及び上田市医師会附属准看護学院に在籍している学生については、本学校の学則を適用する。

附 則 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

学則（称号の付与）17 条は、令和 5 年度入学生より適用する。

附 則 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 看護学科 3年課程

教育課程

教育内容		授業科目	単位数	講義時間
基礎分野	1. 科学的思考の基盤	文学	1	30
		看護のための科学	1	30
		哲学	1	20
		心理学	1	20
		論理学	1	20
		看護情報学	1	30
	2. 人間と人間生活 社会の理解	育みⅠ	1	30
		育みⅡ	1	15
		育みⅢ	1	15
		社会学	1	30
		教育学	1	30
		人間関係論	1	30
		英語Ⅰ	1	30
		英語Ⅱ	1	30
		小計	14	360
専門基礎分野	1. 人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ	1	30
		解剖生理学Ⅲ	1	30
		臨床生化学	1	30
		臨床栄養学	1	30
		小計	5	150
	2. 疾病の成り立ちと 回復の促進	病理学概論	1	15
		臨床薬理学	1	30
		臨床微生物学	1	15
		病態学Ⅰ	1	30
		病態学Ⅱ	1	30
		病態学Ⅲ	1	30
		病態学Ⅳ	1	30
		病態学Ⅴ	1	30
		病態学Ⅵ	1	30
		形態機能学Ⅰ	1	30
		形態機能学Ⅱ	1	30
	3. 健康支援と 社会保障制度	医療概論	1	15
		公衆衛生Ⅰ	1	15
		公衆衛生Ⅱ	1	15
		社会保障・社会福祉 概論	1	15
		社会保障・社会福祉 地域 関係法規	1	15
		小計	22	540
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		共通基本技術	1	30
		生活援助技術Ⅰ	1	30
		生活援助技術Ⅱ	1	30
		生活援助技術Ⅲ	1	30
		生活援助技術Ⅳ	1	30
		診療の補助技術	1	30
		ヘルスアセスメントⅠ	1	30
		ヘルスアセスメントⅡ	1	15
		問題解決思考	1	30
		看護過程の展開	1	30
		小計	11	315
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1	20
		小計	5	140
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学援助論Ⅰ	1	30
		成人看護学援助論Ⅱ	1	30
		成人看護学援助論Ⅲ	1	30
		成人看護学援助論Ⅳ	1	30
		小計	5	150

専 門 分 野 ・ 臨 地 実 習	老年看護学	老年看護学概論	1	30	
		老年看護学援助論Ⅰ	1	30	
		老年看護学援助論Ⅱ	1	30	
		小計	3	90	
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	
		小児看護学援助論Ⅰ	1	30	
		小児看護学援助論Ⅱ	1	30	
		小計	3	90	
	母性看護学	母性看護学概論	1	20	
		母性看護学援助論Ⅰ	1	30	
		母性看護学援助論Ⅱ	1	30	
		母性看護学援助論Ⅲ	1	15	
		小計	4	95	
	精神看護学	精神看護学概論	1	30	
		精神看護学援助論Ⅰ	1	30	
		精神看護学援助論Ⅱ	1	20	
		小計	3	80	
	領域横断	保健指導	1	30	
		周術期と看護	1	30	
		薬物療法と看護	1	30	
		エンド・オブ・ライフケア	1	30	
		看護倫理	1	30	
		家族看護学	1	15	
		小計	6	165	
		看護の統合と実践	災害看護学・国際看護学	2	30
			医療安全	1	30
			看護管理	1	15
	看護研究の基礎Ⅰ		1	15	
	看護研究の基礎Ⅱ		1	15	
	看護の統合と実践演習		2	30	
	小計		8	135	
	合計		84	2160	
	臨地実習		基礎看護学実習Ⅰ	1	30
			基礎看護学実習Ⅱ	1	45
		基礎看護学実習Ⅲ	2	90	
		小計	4	165	
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	60	
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45	
		地域・在宅看護論実習Ⅲ	1	45	
		小計	4	150	
		成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅰ	2	60	
		成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅱ	2	60	
		成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅲ	1	45	
		成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅳ	2	60	
		小計	7	225	
		小児看護学実習Ⅰ	1	45	
小児看護学実習Ⅱ		1	45		
小計		2	90		
母性看護学実習		2	90		
小計		2	90		
精神看護学実習		2	90		
小計		2	90		
統合実習Ⅰ		1	30		
統合実習Ⅱ		1	45		
小計		2	75		
実習合計		23	885		
総合計			107	3045	